◇肥料取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（農林水産省）

1　政令の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」とすることとした。

2　指定混合肥料に係る事故肥料の譲渡について都道府県知事の許可を受ける場合に申請すべき事項を追加することとした。（第六条関係）

3　専ら特殊肥料が配合される肥料を表示の基準を定めるべき特殊肥料として定めることとした。（第九条関係）

4　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

5　この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六二号）の施行の日（令和二年一二月一日）から施行することとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三七号）（国土交通省）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第一四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和二年八月二三日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和二年一一月二三日とすることとした。

◇道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（国土交通省）

一　道路運送車両法施行令の一部改正関係

自動運行装置ごとに付する条件に関する国土交通大臣の権限の一部を地方運輸局長に委任しないこととした。（第一五条第一項第一号関係）

二　道路運送車両法関係手数料令の一部改正関係

1　自動車の新規検査等の申請に係る手数料の額を改めることとした。（第二条及び第三条第一項関係）

2　特定改造等の許可の申請に係る手数料の額を定めることとした。（第三条第二項関係）

三　施行期日

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年一一月二三日）から施行することとした。ただし、二の1の規定は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（国土交通省）

1　瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域に橘港及び東予港に接続する海域を追加することとした。（別表第五関係）

2　この政令は、令和二年八月一二日から施行することとした。

◇動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四〇号）（環境省）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年六月一日とすることとした。

政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十三号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「政策立案総括審議官」を「危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官」に改め、同条第一項中「二人」の下に「、危機管理・医務技術総括審議官一人」を加え、「十五人」を「十四人」に改め、同条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　危機管理・医務技術総括審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する技術（危機管理に関するもの及び医学的知見を活用する必要があるものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十九条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第百十二条中「振興課」を「認知症施策・地域介護推進課」に改める。

第百十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第百十四条第四号及び第百十五条第一号中「振興課」を「認知症施策・地域介護推進課」に改める。

第百十六条（見出しを含む。）中「振興課」を「認知症施策・地域介護推進課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　介護保険法に規定する地域支援事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第百十六条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「（老人デイサービス事業（介護保険法に規定する認知症対応型通所介護であるものに限る。）及び認知症対応型老人共同生活援助事業を除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。

第百三十一条の見出し中「及び政策評価官」を削り、同条第一項中「四人及び政策評価官一人」を「五人」に改め、同条第二項中「（第十六条第五号の規定に係るものを除く。）」を削り、同条第三項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年八月七日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三